

露店等を開設する際の留意事項

～イベントを安全に行うために～

露店等を開設する場合は、次の事項を遵守し、火災等の事故防止に努めてください。

○ 共通事項

- 1 出店者は、主催者の指示に従い、出火防止及び被害の軽減に努める。
- 2 火災等の災害発生時は、速やかに初期消火を行い、避難誘導、通報を行う。

○ 火気器具の取扱い時の遵守事項

- 1 適切な消火器を準備し、適正な位置に配置する。
- 2 ガスボンベは、直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置する。
- 3 ガスボンベは、鎖等で転倒防止措置を行う。
- 4 ガスボンベと火気器具をつなぐゴムホースはひび割れ等劣化の無いものを使用し、接続部は、ホースバンド等で締め付ける。
- 5 火気器具の周囲に可燃物を置かない。
- 6 火気器具は不燃性の床上又は台上で使用する。



○ 危険物品取扱い時の遵守事項

- 1 発電機を使用する場合は、あらかじめ燃料を満タンにし、閉店まで給油をしないようにする。やむを得ず給油する場合は、エンジンを停止してから行うことを徹底し、ガソリン携行缶開栓前に圧力調整弁でエア抜きを行う。
- 2 ガソリン等の携行缶は、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所に置く。



● お問い合わせ先

周南市消防本部予防課 TEL:0834-22-8773

※予防課へのお問い合わせは、月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

中央消防署 TEL:0834-22-8776

東消防署 TEL:0834-28-3786

西消防署 TEL:0834-61-3130

北消防署 TEL:0834-68-3699

北部出張所 TEL:0834-88-0119

西部出張所 TEL:0834-83-2466

